

令和4年1月11日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和4年1月11日（火）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 高崎 康誌

係長

係 後藤 健一

事務局 皆さん、明けまして、おめでとうございます。
定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第10回阿蘇郡高森町農業委員会総会を開催したいと思います。
次第に則り、進めさせていただきます。
本日は全員出席されましたので、委員会会議規則第6条の規定により、過半数以上の出席をされましたので、会議が成立しましたことを御報告いたします。
次第に則り、進めたいと思います。
続きまして、次第の2番の会長挨拶をお願いします。
会長、お願いします。

会長 改めまして、明けまして、おめでとうございます。
振り返ってみますと、去年はコロナで始まって、コロナで終わってしまったというような、残念な年でした。
私どものこの総会も今日を含めて、あと3回ということになりましたので、今回もよろしくお願ひしたいと思っております。
今、思い返しますと、何もできなかったな、規定の総会はしなければならなかったのやっけていきましたけれども、付随するいろいろなことが中止になったりして、思うように動けなかったという1年でした。
忘年会・新年会、皆さんとの懇親会も全然できていない。
後でまた話を最後にさせてもらいますけれども、3年終わって、最後に慰労を含めた旅行も過去にはやっておりましたけれども、行き先を海外とは全く考えられなくなりました。
又、待機期間とかが、10日も2週間もかかりますので、なおさら無理ですね。
国内でもと思っておりましたけれども、県境をまたいでの移動は極力控えるようにと最近盛んに叫ばれておりますので、これもなかなか微妙なことになりまして、どうなるのかなと思っております。
一応計画はしなければいけないのかなと思っておりますので、後ほど御相談を申し上げます。
いずれにいたしましても、あと3回というようなことでございまして、大変でございますが、よろしくお願ひをしたいと思います。
お疲れです。

事務局 ありがとうございます。
では、3番の議事に入りたいと思います。
会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いします。よろしくお願ひします。

議 長 それでは、ただいまから始めてまいります。

「議第42号」

事務局 議第42号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和4年1月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長 はい。議事録署名委員の指名に関する件でございますが、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 議長一任。

議 長 はい。一任ということでございますので、本日は4番委員さん、5番委員さん、よろしくお願いいたします。

続きまして「報告第10号」

事務局 報告第10号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和4年1月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長 はい。報告案件でございますので、事務局から説明をしていただきます。

事務局 事務局より説明させていただきます。

報告第10号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

相続による届出でございます。

番号1番、筆数はここに記載しております4筆です。

相続人はここに記載してある、この方です。

届出日は令和3年12月2日、法務局受付が令和3年10月26日です。

斡旋希望はありません。

被相続人は記載のとおりです。

当該農地を相続後、親戚の者に贈与する予定ということでございます。

補足資料は、2、3ページでございます。

ご覧いただきたいと思っております。

これは後で3条の審議案件にも出てまいりますので、重ねて説明させていただきます。

以上です。

議長 はい。ありがとうございました。
今、説明がございましたけれども、この相続の案件につきまして、何か御意見ございますか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、承認いたします。

続きまして、「議第43号」

事務局 議第43号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年1月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。それでは、これは私の担当とするところの案件でございますので、私から説明をさせていただきます。

先ほど、事務局からございました農地法第3条の3第1項の報告番号1番についてでございますが、農地を親戚のほうに贈与するというようなことで備考に書いてございましたが、そのようなことがここにも書いてございます。

相続をされたものを贈与するというようなことで上がってきております。

要するに、全く同じところでございますので、補足資料も全く同じところでございますが、何か御意見ございますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、補足は事務局からありますか。

はい。補足がございます。

事務局 事務局より補足いたします。

先ほど報告いたしました案件でございますが、資料の5ページを見ていただきたいと思います。

再度、場所の確認ですけれども、広域農道の〇〇から〇〇の方に行く道路左側にある農地が1筆ございます。

それから、残りの筆は大字〇〇の〇〇というところがございます。

そこのところの畑と田でございます。

先ほど申し上げましたように、相続された方が御自分で耕作するのではなくて、親戚の方にお譲りして、その方に農地を維持、活用していただきたいということで、3条の申請が出ております。

又、申請書及び全部事項証明などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域と

の調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

補足もいただきましたけれども、いかがでしょうか。何かございますか。

(複数委員)

ありません。

議 長

はい。ないということでございますので、可決ということで進めさせていただきます。

続きます、番号2でございます。番号2については、3番委員さん、よろしくお願ひします。

3番委員

6ページですね。

議第43号、農地法第3条審議資料です。

番号2ですね。補足資料は7ページ、8ページとなります。

妻の実家近くの農地であり、買い戻したいということでありま

す。もともとは奥さんの実家の土地であったというふうに思います。

どうかよろしく審議をお願いします。

事務局

議長、申し遅れました。

事務局より補足説明をいたします。

この案件も、許可要件等確認し許可相当であると判断しております。

議 長

はい。今説明がございましたけれども、妻の実家の近くにあるので、買い戻したいということで申請が上がってきております。

いかがですか。何かございますか。

(複数委員)

ありません。

議 長

はい。ないということでございますので、可決といたします。

続きます、「議第44号」

事務局

議第44号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年1月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長

はい。農地法第5条審議資料でございます。

番号1につきましては、1番委員さん、よろしくお願ひいたします。

1 番委員 議案第 4 4 号、農地法第 5 条審議資料、番号 1 は 8 ページとなります。

補足資料は、9 ページから 1 1 ページです。

転用理由、町営住宅に住んでおり、手狭のため、土地を求め住宅を建設したい。

また、木材運搬業を営んでおり、全長 1 1 メートルのトラックを駐車するスペースも必要であるとのこと。

御審議、よろしく申し上げます。

議 長 はい。住宅を建設して、大型トラックも止めたいというようなことで上がってきております。

補足を事務局からさせていただきます。

事務局 事務局から補足させていただきます。

当地は、1 0 ha 以上の第 1 種農地の集団農地に属する農地ですが、近隣の住宅地と接してありまして、通常第 1 種農地には住宅は建てられないということになっておりますが、特例として近隣に集落が存在し、浸潤的に広がりがある宅地に隣接した農地の場合、許可を得ることが可能となりますので、今回は申請を受け付けることにしました。

この申請書には、事業計画書、位置図、見取図、排水計画図などが添付されており、その内容から一定基準について、事務局は申請に関する用地に遅滞なく供することができることの確実性、計画面積の妥当性、農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しております。

以上です。

議 長 はい。今、事務局のほうから説明がございましたが、厳密にいえばちょっと無理だけれども、その他の条件を勘案すれば可というようなことで受け付けをしたという説明でございましたけれども。

事務局 すみません。

申請面積が 6 0 0 m² を超えております。

基本 5 0 0 m² 以上は認められないということになっておりますが、この方は木材運搬車を自宅で保管されるそうで、その積載車を置くスペースが必要ということで、その分を差し引いて、面積が減るので、その点で妥当であると判断しております。

以上です。

議 長 はい。今説明がございましたが、どうでしょうか。

9 番委員 もうちょっと、今の説明は何か分からない。

事務局 もう少しかみ砕いて御説明をいたします。

1 1 ページをまず開けていただきますと、現地の写真があります。

左側の下の写真を見ていただくと分かりますが、2 mほど道路から上がっております。

11 mの長さのトラックを前進では入れられませんので、バックで入れるためには、入り口の法面をカットする必要があります。

そして、カットしたら、今度はトラックを上げるために、勾配を付けなくてはなりません。

勾配を確保するための部分、それに入り口の間口の広さを取るための部分等で、どうしても斜めに法切りをしなければならなくなりましたので、その部分については家を建てる面積には含めることができないということで、その部分と、トラックを止める駐車スペースを差し引いて500 m²以下になるということで計画が上がっております。

そのこのところを加味した上での用地取得ということでございます。

以上でございます。

議長 はい。今、補足がございましたが、取り付けの道路あたりをその中に含めなければ、500 m²以下になるというようなことだそうでございますが、ようございますか。いいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。ということでございますので、番号1については可決いたします。

続きまして、番号2について、2番委員さん、よろしく申し上げます。

2番委員 議第44号、農地法第5条審議資料の8ページの2番です。

補足資料は、12、13ページとなっております。

現在、妻の実家に妻子が居住しているが、定年を機に住環境のよい高森町に自分も転居し、住宅を建設したい。

畦畔部分を除く実質有効面積は500 m²以下であるとなっております。

よろしく申し上げます。

議長 はい。ありがとうございました。

これについても、補足があるそうでございますので、よろしく申し上げます。

事務局 事務局から補足説明させていただきます。

当地は、やはり同じく500 m²を超えている土地の売買ですが、ここにありますとおり、写真のように畦畔部分がありまして、それを入れて540 m²となっております。

法面部分をカットしてというか、そちらのほうは、法面という形

ですので、その部分を差し引いたら500㎡以下となりますので、今回の申請を受け付けることになりました。

以上です。

議長 はい。ありがとうございました。

ちょっと説明をお願いします。そこは造成が既にしてあるところ、宅地の造成がしてあるところだろう、確か。

事務局 はい。

議長 造成地だが、地目はまだ、そのまま畑。

事務局 畑のままです。はい。

議長 ここに書いてあるとおりで、ここも畦畔部分を除かないと、宅地に含むわけにはいけないというふうなことで、500㎡を切っているというような形で申請が出されておりますが、いかがですか。いいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。この番号2についても可決いたします。

これで、本日の議事は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

長い間、御協力ありがとうございました。

これをもちまして、本日の総会を閉じます。

お疲れ様でした。